

## (参考 1)

### 油症相談支援員の概要について

#### ○ 資 格

原則として、看護師、准看護師、保健師、社会福祉士、栄養士のいずれかの資格を有し、3年以上の相談業務の実務経験を有する者。ただし、これらの資格を有しない者であっても、これに準ずる者として、相談支援員として適当と認められる者

#### ○ 職名・要件

- (1) 職 名 : 油症相談支援員
- (2) 要 件 : カネミ油症の患者と信頼関係を構築できるよう、カネミ油症に関する知識の習得、適切な相談対応、患者情報の守秘に対応できる者

#### ○ 主な業務内容

- (1) 患者情報の把握  
健康実態調査の調査結果をもとに認定患者の状況等について把握。
- (2) 日常の電話相談や対面相談  
認定患者からのカネミ油症に関する様々な相談に対応する。(必要に応じて、油症治療研究班や九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターなど関係機関と連携)
- (3) 油症検診時の面談  
油症検診に参加し、認定患者との面談により、健康状況を把握。症状や病気に対する不安や生活面等の相談に対応できるようにする。
- (4) 患者宅への訪問面談  
患者の健康管理と日常生活への支援を目的として、適宜訪問を実施する。
- (5) 研修会への参加  
カネミ油症に関する知識の向上や相談業務の情報共有等を行うことを目的として、年1～2回程度関係者が一同に会する研修会に参加。
- (6) その他  
その他国の指定するカネミ油症に係る業務を実施。